

[事案 2021-198] 新契約無効請求

・令和4年7月3日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年9月および平成29年2月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 払込満了時に保険金を一括で受け取るか分割で受け取るか選択できると説明されたが、実際は一括で受け取ることはできなかった。
- (2) 分割で受け取る場合は、5年毎に4回受け取り、最後の1回は死亡保障になるので生存中には受け取ることができないことの説明はなかった。

<保険会社の主張>

申立人が募集人から説明を受けたと主張する内容は、本契約の設計書の記載と異なっており、募集人らがそのような説明をすることはないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、死亡保障の生命保険には加入済みであったことから、もっぱら老後資金の準備のために本契約に加入しており、このことは、意向確認書からも窺える。
- (2) 生存給付金の受け取り後に終身保障が残る本契約は、申立人の意向に沿った商品といえるか疑問があり、募集人は、意向確認書で示された申立人の意向を踏まえ、保険金の受け取りについて丁寧な説明が望まれた。